

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後			現 行				
0 (略) 1 輸出の許可 1-0 (略) 1-1 輸出の許可 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) (略)			0 (略) 1 輸出の許可 1-0 (略) 1-1 輸出の許可 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) (略)				
輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈		
1	(略)	(略)	1	(略)	(略)		
2	(略)	(略)	2	(略)	(略)		
	電子制御装置を取り付けることができるもの	(略)		電子制御装置を取り付けることができるもの	(略)		
	旋削	被加工物を回転させて工具による切削を行うことをいう。		(新設)			
		被加工物を回転させて、工具を用いて穴をくり広げることを含む。					
(略)			(略)				

棒材作業用の旋盤	穴あけ又はフライス削りをすることができるもの（直径が42ミリメートル未満の棒状の材料以外のものを加工できるように設計したものを除く。）を含む。	
チャック		コレットを除く。
フライス削り	<u>回転工具を用いて切削を行うことをいう。</u>	
	<u>回転工具を用いて穴をくり広げることを含む。</u>	
フライス盤	<u>専らフライス削りを行うための工作機械をいう。</u>	
(略)	(略)	
3	(略)	(略)
内容物と接触するすべての部分	(略)	
ふっ素重合体	<u>ふっ素の含有量が全重量の35%を超えるふっ素重合体（ゴム状のものを含む。）をいう。</u>	

棒材作業用の旋盤	穴あけ、フライス削り又は中ぐりをすることができるもの（直径が42ミリメートル未満の棒状の材料以外のものを加工できるように設計したものを除く。）を含む。	
チャック		コレットを除く。
<u>(新設)</u>		
<u>(新設)</u>		
(略)	(略)	
3	(略)	(略)
内容物と接触するすべての部分	(略)	
<u>(新設)</u>		

	(略)	(略)
3の2	(略)	(略)
	ワクチン	(略)
	<u>テュクロウイルス</u>	<u>Choclo virus</u> をいう。
	ポテト・アンデアン・ラテント・チモウウイルス	(略)
	ポテト・スピンドル・チューバー・ウィロイド	(略)
	<u>ルヨウイルス</u>	<u>Lujovirus</u> をいう。
	(略)	(略)
4	(略)	(略)
	ハイブリッド電子計算機	(略)
	<u>ステルス技術を用いた材料</u>	<u>民生用の電子機器からの不要な電磁波の漏出を防止若しくは低減する若しくは民生用の電子機器への不要な</u>

	(略)	(略)
3の2	(略)	(略)
	ワクチン	(略)
	<u>(新設)</u>	
	ポテト・アンデアン・ラテント・チモウウイルス	(略)
	ポテト・スピンドル・チューバー・ウィロイド	(略)
	<u>(新設)</u>	
	(略)	(略)
4	(略)	(略)
	ハイブリッド電子計算機	(略)
	<u>(新設)</u>	

			電磁波の侵入を防止若しくは低減する用途のために設計又は製造されたものであって、板、シート、マット、テープ、又はこれらを型抜きしたものを除く。
	(略)		
5	(略)	(略)	
	貨物等省令第4条第二号の成型品	板、棒、シート、塊、管及び線の形状（航空機用又は船舶用についてはあらゆる形状 <u>（半製品に限る。）</u> ）のものをいう。	
		(略)	
	(略)	(略)	
	貨物等省令第4条第四号ハ中の三次元的に織ることができる織機又はインターレーシングマシン	アダプター及び改造キットを含む。	<u>（削る）</u>
	(略)	(略)	
	貨物等省令第	<u>熱、放射線、触媒による作用その他外</u>	

	(略)		
5	(略)	(略)	
	貨物等省令第4条第二号の成型品	板、棒、シート、塊、管及び線の形状（航空機用又は船舶用についてはあらゆる形状）のものをいう。	
		(略)	
	(略)	(略)	
	三次元的に織ることができる織機又はインターレーシングマシン	複合材料の構造物を製造するため繊維を織り、編み又は組むためのものであり、アダプター及び改造キットを含む。	左記の用途のために改造されていない繊維加工機を除く。
	(略)	(略)	
	貨物等省令第	<u>（新設）</u>	

4条第十三号イ中のビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド又は芳香族ポリエーテルイミド	<u>部からの作用により重合化することができるもの又は熱分解を経ずに融解することができるものをいう。</u>	
		(削る)
(略)	(略)	
貨物等省令第4条第十三号イ及びへのガラス転移点	硬化した樹脂について、国際規格ISO 11357-2 (1999) に定める測定方法により測定されるものとする。 <u>貨物等省令第4条第十三号イ中の芳香族ポリアミドイミドに係るガラス転移点については、310度の最低温度で最低15分間熱処理した芳香族ポリアミドイミドの試験体を用いて測定されるものとする。</u>	
(略)	(略)	
貨物等省令第4条第十五号ホ中のプリプレグ	(略)	
		<u>次のいずれかに該当するものを除く。</u> イ 4の項で掲げる民間航空機の補修のためのプリプレグ (炭素

4条第十三号イ中のビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド又は芳香族ポリエーテルイミド		<u>熱、放射線、触媒による作用その他外部からの作用により重合化することができないもの又は熱分解を経ずに溶解することのないものを除く。</u>
	(略)	(略)
(略)	(略)	
貨物等省令第4条第十三号イ及びへのガラス転移点	硬化した樹脂について、国際規格ISO 11357-2 (1999) に定める測定方法により測定されるものとする。	
(略)	(略)	
貨物等省令第4条第十五号ホ中のプリプレグ	(略)	
		4の項で掲げる民間航空機の補修のためのプリプレグ (炭素繊維にエポ

	<p>繊維にエポキシ樹脂を含浸させたものに限る。)であって、次のすべてに該当するもの</p> <p><u>(一) 面積（最大投影面積をいう。）が1平方メートル以下のもの</u></p> <p><u>(二) 一辺の長さが2.5メートル以下のもの</u></p> <p><u>(三) 幅が15ミリメートルを超えるもの</u></p> <p><u>ロ 25ミリメートル以下の長さに機械的に切断又は加工された炭素繊維に、貨物等省令第4条第十三号又は第十四号ロ以外に該当する樹脂又はピッチを含浸させたもの</u></p>
(略)	(略)
貨物等省令第4条第十五号	ASTM規格D-7028-07又は同等の国家規格に定める動的機械分析

	<p>キシ樹脂を含浸させたものに限る。)であって、次のすべてに該当するものを<u>除く。</u></p> <p><u>イ 面積（最大投影面積をいう。）が1平方メートル以下のもの</u></p> <p><u>ロ 一辺の長さが2.5メートル以下のもの</u></p> <p><u>ハ 幅が15ミリメートルを超えるもの</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
(略)	(略)
貨物等省令第4条第十五号	ASTM規格D-7028-07又は同等の国家規格に定める動的機械分析

	ホ（二）の動的機械分析によって測定したガラス転移点	による測定方法により、乾式の試験体で測定されるものとする。 <u>熱硬化性樹脂の場合、乾式の試験体に係る硬化度については、ASTM規格E-2160-04又は同等の国家規格に定義される最低90%を有する乾式の試験体で測定されるものとする。</u>	
	(略)	(略)	
	貨物等省令第4条第十六号中のほう素、 <u>ほう素合金、その混合物</u>	(略)	
	<u>貨物等省令第4条に掲げる貨物</u>	次のいずれかに該当するものを除く。 イ <u>医療用に設計された装置</u> ロ <u>医療用に設計された装置に組み込まれたもの</u>	
6	(略)	(略)	
	電子制御装置	(略)	
	旋削	<u>2の「旋削」の解釈に同じ。</u>	
	(略)	(略)	
	位置決め精度	(略)	

	ホ（二）の動的機械分析によって測定したガラス転移点	による <u>ガラス転移点</u> の測定方法により、ASTM規格E-2160-04又は同等の国家規格に定義される硬化度が最低90%を有する乾式の試験体で測定されるものとする。	
	(略)	(略)	
	貨物等省令第4条第十六号中のほう素、 <u>炭化ほう素、これらの混合物</u>	(略)	
	<u>(新設)</u>		
6	(略)	(略)	
	電子制御装置	(略)	
	<u>(新設)</u>		
	(略)	(略)	
	位置決め精度	(略)	

フライス削り	<u>2の「フライス削り」の解釈に同じ。</u>	
(略)	(略)	
直線上の変位を測定するためのもの	(略)	
<u>貨物等省令第5条第八号イ中の最大許容長さ測定誤差</u>	<u>国際規格ISO10360/2(2009)(座標計測第2部)で定める測定方法により空間の測定精度を測定した場合に、製造者が指定する長さ測定誤差の許容値であって、正又は負の最大偏差で表したものをいう。製造者が指定した、測定のための最も正確な条件(最適なプローブ、スタイラス長さ、動作パラメータ、環境条件等)を用いて、ソフトウェアによる補正を行った上で設定される、最大許容長さ測定誤差(E_{0, MPE})を用いて、測定軸の長さに0.001を乗じて得た数値に1.7を加えた数値以下であるか否かを判定するものとする。</u>	
(略)	(略)	
<u>貨物等省令第5条に掲げる貨物</u>	<u>次のいずれかに該当するものを除く。 イ 医療用に設計された装置 ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの</u>	
7 (略)	7 (略)	

(新設)		
(略)	(略)	
直線上の変位を測定するためのもの	(略)	
(新設)		
(略)	(略)	
(新設)		
7 (略)	7 (略)	

最大クロック周波数	(略)
貨物等省令第6条第一号ホ(一)中のアナログデジタル変換用のもの	<p>貨物等省令第6条第一号ホ(一)中のアナログデジタル変換用のもの(以下、「ADC」という。)については、以下のとおりとする。</p> <p>イ nビットの分解能とは、2^nレベルに相当する量子化能力をいう。</p> <p>ロ 出力ワードのビット数は、ADCの分解能に等しい。</p> <p>ハ 出力速度とは、アーキテクチャ又はオーバーサンプリングによらず、変換器の出力速度の最大値をいう。</p> <p>ニ 複数のチャンネルを有するADCについては、その出力は複数のチャンネルを集合させたものではなく、その出力速度は1つのチャンネルのうち最大のもをいう。</p> <p>ホ インターリーブ型ADC又はインターリーブ方式で動作するように設計した複数のチャンネルを有するADCの出力は、すべてのチャンネルの出力を集合させたものであり、その出力速度は集合した最大出力速度をいう。</p> <p>ヘ 出力速度は、サンプリングレート、変換レート又はスループットレートともいい、メガヘルツ(MHz)又はメガサンプル毎秒(MSPS)で表示される。</p> <p>ト 出力速度の計測について、1秒当たりの1出力ワードは、1ヘルツ又は1サンプル毎秒に相当する。</p>

最大クロック周波数	(略)
(新設)	

チ 複数のチャンネルを有するADCとは、2以上のADCユニットが集積化されたものであって、各ADCユニットが各々のアナログ入力を行うよう設計されたものをいう。

リ インターリーブ型ADCとは、同じアナログ入力信号を異なる時刻にサンプリングする複数のADCユニットを有するものをいう。異なる時刻にサンプリングしたデジタル出力信号を集合させることにより、アナログ入力信号をより高いサンプリングレートで効果的にサンプリングし変換することができる。

(略)

(略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

調整された更新速度

通常の（非補間型）デジタルアナログ変換用の集積回路（以下、「DAC」という。）の場合、デジタル入力信号がアナログ出力信号に変換されるとき
の速度をいい、アナログ出力値はDACにより変わる。補間モードを経由しない（補間率が1倍）ことができるDACは、通常の（非補間型）DACとみなす。補間型DAC（オーバーサンプリング型DAC）の場合、DAC更

(略)

(略)

分解能

nビットの分解能とは、 2^n レベルに相当する量子化能力をいう。

出力速度

構造又はオーバーサンプリングによらず、変換器の出力の割合の最大値をいい、サンプリングレート、変換率又はスループット率ともいう。

(新設)

	<u>新速度を最小の補間率で除して得られた値をいう。補間型DACに係る調整された更新速度は、入力データレート、入力デジタルワードレート、入力サンプルレート、最大総入力バスレート、DACクロック入力用最大DACクロックレートともいう。</u>
セトリング時間	(略)
<u>貨物等省令第6条第一号ホ(二)中の信号</u>	<u>スプリアス・フリー・ダイナミック・レンジの測定において、アナログ出力信号の振幅が-3デシベルフルスケールを超えるとき、そのデジタル入力信号はフルスケールである。</u>
<u>スプリアス・フリー・ダイナミック・レンジ</u>	<u>基本周波数の信号をDACに入力したときにデジタルアナログ変換されて出力される基本周波数(最大信号成分)の実効値の、基本周波数に次いで高い出力振幅である雑音又は高調波歪成分の実効値に対する比率をいう。直接、仕様書又はスプリアス・フリー・ダイナミック・レンジの周波数依存性に関する特性図により表される。</u>
(略)	(略)
周波数切換え所要時間	<u>デジタルコード化された電気信号により出力周波数を切換えたときに、出力周波数の始点から終点の±0.05パーセント以内までに達する時間をいう。周波数範囲が周波数切換え範囲の中間点の前後±0.05パーセント未満の</u>

セトリング時間	(略)
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
(略)	(略)
周波数切換え所要時間	<u>デジタルコード化された電気信号により出力周波数を切換えたときに、出力周波数が最終周波数を中心とした100ヘルツの周波数範囲に達する時間又は出力が最終出力の1デシベル以内に達する時間のうち遅いものをいう。</u>

		<u>ものについては、周波数切換えができないものとみなす。</u>
(略)	(略)	(略)
周波数シンセサイザー	出力周波数の数より少ない数の基準周波数により制御、導出又は統合し、一つ若しくは多数の出力周波数を同時若しくは選択的に出すことができる周波数源をいう。	
(略)	(略)	
デジタル信号処理技術を用いるもの	デジタルサンプリング及びデジタル変換技術を用いて、 <u>振幅及び位相に関する情報を含む入力信号のフーリエスペクトラムを表示するものをいう。</u>	
(略)	(略)	
<u>貨物等省令第6条に掲げる貨物</u>		<u>次のいずれかに該当するものを除く。</u> イ <u>医療用に設計された装置</u> ロ <u>医療用に設計された装置に組み込まれたもの</u>
8	(略)	(略)
	8 5度を超える温度又は零下4 5度より低い温度で使用することが	電子計算機であって、民生用の自動車、 <u>鉄道用の車両又は民間航空機</u> のために設計したも

(略)	(略)	(略)
周波数シンセサイザー	出力周波数の数より少ない数の基準周波数により制御、導出若しくは統合し、一つ若しくは多数の出力周波数を同時若しくは選択的に出すことができる周波数源又は信号源をいう。	
(略)	(略)	
デジタル信号処理技術を用いるもの	デジタルサンプリング及びデジタル変換技術を用いて入力信号のフーリエスペクトラムを表示するものをいう。	
(略)	(略)	
<u>(新設)</u>		
8	(略)	(略)
	8 5度を超える温度又は零下4 5度より低い温度で使用することが	電子計算機であって、民生用の自動車又は <u>鉄道用の車両</u> のために設計したものを除く。

できるように設計したもの		のを除く。
<u>貨物等省令第7条第一号ロ中の放射線による影響を防止するよう設計したもの</u>		<u>電子計算機であつて、民間航空機のために設計したもの</u> を除く。
(略)	(略)	
デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計した、 <u>デジタル電子計算機の附属装置</u>	(略)	
(略)	(略)	
フォールトトレラント機能	(略)	次のいずれかに該当することを利用して <u>デジタル電子計算機又はその附属装置</u> を除く。 イ～ニ (略)

できるように設計したもの		
<u>(新設)</u>		
(略)	(略)	
デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル計算機の間でデータを転送するように設計した装置	(略)	
(略)	(略)	
フォールトトレラント機能	(略)	次のいずれかに該当することを利用して <u>もの</u> を除く。 イ～ニ (略)

	(略)	(略)
	貨物等省令第7条に掲げる貨物	次のいずれかに該当するものを除く。 イ 医療用に設計された装置 ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの
9	(略)	(略)
	貨物等省令第8条第九号から第十二号までの規定中の装置若しくはシステム又はその部分品	次のいずれかに該当するものを除く。 イ 電子計算機又はその部分品以外のものであって、次の（一）及び（二）に該当するもの（該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。） （以下「副次的暗号装置」という。） （一） ・ （二） （略） ロ （略）

	(略)	(略)
	(新設)	
9	(略)	(略)
	貨物等省令第8条第九号から第十二号までの規定中の装置若しくはシステム又はその部分品	次のいずれかに該当するものを除く。 イ 電子計算機又はその部分品若しくは附属品以外のものであって、次の（一）及び（二）に該当するもの（該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。） （以下「副次的暗号装置」という。） （一） ・ （二） （略） ロ （略）

<u>貨物等省令第8条第九号ヨ中の暗号機能有効化</u>	<u>製造者により提供される安全な仕組み（使用者が暗号機能を有効化する又は使用可能にすることができるよう装置又は顧客に一対一で対応するものに限る。）によって、使用者が暗号機能を有効化する又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術により実現されるものをいう（例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証明書等の認証手段をいう。）。</u>	
(略)	(略)	
へからヨまでのいずれかに該当するもの	へからヨまでに掲げる装置に使用するように特別に設計した電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。	
(略)	(略)	
個人情報	(略)	
(略)	(略)	
暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が30メートルを超えない範囲	(略)	

(新設)		
(略)	(略)	
へからカまでのいずれかに該当するもの	へからカまでに掲げる装置に使用するように特別に設計した電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。	
(略)	(略)	
個人情報に係る情報	(略)	
(略)	(略)	
暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が30メートルを超えない範囲	(略)	

	に限定されているもの	
	<u>貨物等省令第8条第九号ヨ(一)中の当該暗号機能を使用することができないもの</u>	<u>使用者によって当該暗号機能を使用することができないものをいう。</u>
	<u>貨物等省令第8条第九号ヨ(二)中の暗号機能有効化の手段によってのみ使用可能となるもの</u>	<u>暗号機能有効化の手段によってのみ使用者による暗号機能の使用が可能となるものをいう。</u>
	<u>貨物等省令第8条第九号の二中のある貨物</u>	<u>輸出貿易管理令第4条第1項第六号に該当する貨物を除く。</u>
	(略)	(略)
	<u>貨物等省令第8条に掲げる貨物</u>	<u>次のいずれかに該当するものを除く。 イ 医療用に設計された装置 ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの</u>
10	(略)	(略)

	に限定されているもの	
	<u>(新設)</u>	
	<u>(新設)</u>	
	<u>(新設)</u>	
	(略)	(略)
	<u>(新設)</u>	
10	(略)	(略)

水中の任意に設置することができる	(略)
<u>走査を行うときの分解能</u>	<u>スワ幅をスワ毎の音響走査領域数の最大値で除して得られた値をいう。</u>
<u>走査効率</u>	<u>センサーが作動することができる最大速度（メートル毎秒）にスワ毎の音響走査領域数の最大値を乗じて得られた値をいう。</u>
<u>進行方向の分解能</u>	<u>進行方向のビーム幅（角度）に、ソナーの最大レンジ（メートル）及び0.873を乗じて得られた値（センチメートル）をいう（サイドスキャンソナーの場合に限る。）。アジマス分解能を指す。</u>
<u>進行方向に直交する方向の分解能</u>	<u>75を信号帯域幅（キロヘルツ）で除して得られた値（センチメートル）をいう。レンジ分解能を指す。</u>
<u>走査範囲</u>	<u>ソナーの最大レンジ（メートル）に、センサーが作動することができる最大速度（メートル毎秒）及び2を乗じて得られた値（平方メートル毎秒）をいう。</u>
(略)	(略)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

水中の任意に設置することができる	(略)
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
(略)	(略)
<u>音波を利用して人の水中における活動を</u>	<u>水中の爆発装置、エアガン又は燃焼物を音源とした</u>

(略)	(略)	
貨物等省令第9条第三号ロ (一) 3及び ハ (一) 3中 のマルチアル カリ	(略)	
<u>放射感度</u>	<u>ナノメートルで表記された波長に量子効率と0.807を乗じたものをいう(単位はミリアンペア毎ワットとする。)。量子効率は1未満の小数とする(例えば、80%の場合は0.80とする。)。。</u>	
(略)	(略)	
直視型のもの	(略)	
<u>センサー用の光ファイバー</u>	<u>音響、温度、加速度、電磁気若しくは放射線に対して感度を有するように、組成的若しくは構造的に特別に製造された又はコーティングによって改造されたものをいう。</u>	
		<u>ボーリング穴におけるセンサー用に特に設計したものを除く。</u>
(略)		

<u>妨害する装置</u>		<u>ものを除く。</u>
(略)	(略)	
貨物等省令第9条第三号ロ (一) 3及び ハ (一) 3中 のマルチアル カリ	(略)	
<u>(新設)</u>		
(略)	(略)	
直視型のもの	(略)	
<u>(新設)</u>		
(略)		

貨物等省令第
9条第八号イ
(二) 及びロ
(十) 中のフ
ォーカルプレ
ーンアレーを
組み込んだも
の

(略)

次のいずれかに該
当するものを除く。
イ・ロ (略)
ハ フォーカルプ
レーンアレー (
貨物等省令第9
条第三号二 (一)
2 又はホ (二)
に該当するもの
に限る。) を組
み込んだもので
あって、次のい
ずれかに該当す
るもの

(一) (略)

(二) 次の1か
ら4までのす
べてに該当す
るもの

1~3 (略)

4 次のいず
れかに該当
するもの

一・二 (略)

注：瞬時視
野 (I F
O V) は
水平 I F
O V又は
垂直 I F
O Vの小
さい方の
数値をい
う。

水平 I

貨物等省令第
9条第八号イ
(二) 及びロ
(十) 中のフ
ォーカルプレ
ーンアレーを
組み込んだも
の

(略)

次のいずれかに該
当するものを除く。
イ・ロ (略)
ハ フォーカルプ
レーンアレー (
貨物等省令第9
条第三号二 (一)
2 又はホ (二)
に該当するもの
に限る。) を組
み込んだもので
あって、次のい
ずれかに該当す
るもの

(一) (略)

(二) 次の1か
ら4までのす
べてに該当す
るもの

1~3 (略)

4 次のいず
れかに該当
するもの

一・二 (略)

注：瞬時視
野 (I F
O V) は
水平又は
垂直の視
野 (F O
V)より
も小さい。

水平 I

		$\frac{FOV = \text{水平視野}}{\left(\frac{FOV}{\text{水平}}\right) / \text{水平}} \times \text{水平 検出素子数}$ $\frac{FOV = \text{垂直視野}}{\left(\frac{FOV}{\text{垂直}}\right) / \text{垂直}} \times \text{垂直 検出素子数}$ <p>(三) (略) 二 (略)</p>
(略)	(略)	
パルス幅	(略)	
<u>貨物等省令第9条第十号ハ(一)に該当する波長可変レーザー発振器</u>		<u>色素レーザー発振器又は液体レーザー発振器であつて、多重横モードで発振し、かつ、150ナノメートル以上600ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したもののうち、次のイ及びロに該当するものを除く。</u> <u>イ 1パルス当たり1.5ジュー</u>

		$\frac{FOV = \text{水平FOV}}{\left(\frac{FOV}{\text{水平}}\right) / \text{水平}} \times \text{水平 検出素子数}$ $\frac{FOV = \text{垂直FOV}}{\left(\frac{FOV}{\text{垂直}}\right) / \text{垂直}} \times \text{垂直 検出素子数}$ <p>(三) (略) 二 (略)</p>
(略)	(略)	
パルス幅	(略)	
<u>(新設)</u>		

		<u>ル未満のパルス</u> <u>を發振するもの</u> <u>又はピーク出力</u> <u>が20ワット未</u> <u>満のもの</u> ロ <u>平均出力又は</u> <u>持続波の定格出</u> <u>力が20ワット</u> <u>未満のもの</u>
(略)	(略)	
連続してパルス を發振する	(略)	
<u>レーザー光を</u> <u>利用して音声</u> <u>を探知する装</u> <u>置</u>	<u>レーザーマイクロフォン又はパーティ</u> <u>クルフロー探知式マイクロフォンとも</u> <u>いう。</u>	
(略)	(略)	
貨物等省令第 9条第十一号 中の感度	機器固有の <u>ノイズフロア</u> （測定可能な 最も小さい信号）の二乗平均平方根を いう。	
(略)	(略)	
<u>貨物等省令第</u> <u>9条に掲げる</u> <u>貨物</u>		<u>次のいずれかに該</u> <u>当するものを除く。</u> イ <u>医療用に設計</u> <u>された装置</u> ロ <u>医療用に設計</u> <u>された装置に組</u> <u>み込まれたもの</u>

(略)	(略)	
連続してパルス を發振する	(略)	
<u>(新設)</u>		
(略)	(略)	
貨物等省令第 9条第十一号 中の感度	機器固有の <u>ノイズレベル</u> （測定可能な 最も小さい信号）の二乗平均平方根を いう	
(略)	(略)	
<u>(新設)</u>		

1 1	直線加速度計		振動又は衝撃のみの計測に限定されたものを除く。
	(略)	(略)	
	貨物等省令第10条に掲げる貨物		次のいずれかに該当するものを除く。 イ 医療用に設計された装置 ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの
1 2	(略)	(略)	
	音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置		水中の爆発装置、エアージェン又は燃焼物を音源としたものを除く。
	貨物等省令第11条に掲げる貨物		次のいずれかに該当するものを除く。 イ 医療用に設計された装置 ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの
1 3	(略)	(略)	
	視認できる範囲を超えて人が飛行制御で	(略)	

1 1	(新設)		
	(略)	(略)	
1 2	(略)	(略)	
	(新設)		
	(新設)		
1 3	(略)	(略)	
	視認できる範囲を超えて人が飛行制御で	(略)	

	きる機能	
	<u>チップシュラウド</u>	<u>エンジンタービンケーシングの内側表面に取り付けられた環状の部分品（一体構造又は分割構造）又はタービンブレードの先端機構をいい、主に固定された部分品と回転する部分品の隙間にガスシールをするものである。</u>
	(略)	(略)
	<u>貨物等省令第12条に掲げる貨物</u>	<u>次のいずれかに該当するものを除く。</u> <u>イ 医療用に設計された装置</u> <u>ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの</u>
1 4	(略)	(略)
	<u>貨物等省令第13条第9項又は第10項に掲げる貨物</u>	<u>次のいずれかに該当するものを除く。</u> <u>イ 医療用に設計された装置</u> <u>ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの</u>
1 5	(略)	(略)
	固体の光検出器	(略)
	<u>貨物等省令第</u>	<u>振動源に対して直接的に対抗振動を発</u>

	きる機能	
	<u>(新設)</u>	
	(略)	(略)
	<u>(新設)</u>	
1 4	(略)	(略)
	<u>(新設)</u>	
1 5	(略)	(略)
	固体の光検出器	(略)
	<u>(新設)</u>	

	<u>14条第十号 中の防音装置</u>	<u>生させることにより能動的に防音する ことができる電子制御装置を有するも のをいう。</u>	
	(略)	(略)	
	<u>貨物等省令第 14条に掲げ る貨物</u>		<u>次のいずれかに該 当するものを除く。 イ 医療用に設計 された装置 ロ 医療用に設計 された装置に組 み込まれたもの</u>
16	(略)	(略)	

(ロ) ~ (ニ) (略)
(8) (略)
2 ~ 12 (略)
別表・別紙 (略)

	(略)	(略)
	<u>(新設)</u>	
16	(略)	(略)

(ロ) ~ (ニ) (略)
(8) (略)
2 ~ 12 (略)
別表・別紙 (略)